

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成27年大口町教育委員会 1月定例会議

平成27年 1月28日

午前 9時30分 開 議

大口西小学校 2階 会議室

議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 協議事項

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴う関係条例等の整備について
- (2) 大口町いじめの防止等に関する条例等の整備について
- (3) 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則等の整備について
- (4) 大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の整備について
- (5) 大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部改正について

日程第5 連絡事項

- (1) 平成26年度小中学校卒業式について
- (2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (3) 行事予定について

日程第6 その他

出席委員

委員 長 水谷 恵子
委員 中里 みどり

職務代理者 藤田 金生

欠席委員

委員 丹羽 茂文

説明のため出席した者

教 育 長 長屋 孝成
生涯学習課長 竹本 均
学校給食センター所長 社本 健二
学校教育課主査 三輪 典幸

生涯教育部長兼
学校教育課長 杉本 勝広
町立図書館長兼
歴史民俗資料館長 江口 昌宏
学校教育課主幹兼
派遣指導主事 伊藤 勝治

◎開会

○水谷委員長 それでは定刻となりました。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年大口町教育委員会1月定例会を始めます。

傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

◎日程第1 委員長報告

○水谷委員長 日程第1、委員長報告。

私から報告させていただきます。

1月11日日曜日、成人式が行われました。大口中学校が統合されたとき2年生であり、互いの生徒がうまくなじめない時期もあったようですが、この日、来賓の方々の祝辞に耳を傾ける姿には、成人という自覚があったように感じました。将来は、それを準備した人の手のうちにあるとアメリカの思想家が言っています。自分の夢を実現した子、これからまだ大きく羽ばたこうとしている子、さまざまだと思いますが、大口町の宝を応援していきたいと思いました。

続いて、1月24日日曜日、西小で西っ子発表会が行われました。学年ごとにテーマを決め、調べ、学習したことを発表したり、クイズ、体験を通して他学年との交流や保護者の参観の様子はほほ笑ましいものがありました。低学年では、古きよき日本の手づくりの遊びを振り返り、我が国、我が町を知ることから始まりました。5年生では、外国の文化や暮らしを知ることにより、互いの違いを認め、受け入れることの大切さを学習していたように思います。そして、未来へと視野を向けた住みよい社会と福祉を考えるとといった6年生の学びへと結びついていきました。6年生は、小学校で学んだことを忘れないで、これからも弱者に優しい気持ちが育てられていくとよいと感じました。以上です。

◎日程第2 教育長報告

○水谷委員長 日程第2、教育長報告。

よろしく願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

今、世界的にはイスラム国に人質にとられて、大きな事件になっておりますし、昨日ですが、愛知県内でも大学生が殺人事件を起こしたという本当にショッキングな事件が起きております。

そのような中でありますが、1月になりまして、3学期の始業式の後に各学校の校長先生から報告を受けましたが、多くの子供たちは無事に冬休みを過ごしたようでありましたが、1つ、

1月4日にサッカーの試合中に倒れて、救急搬送されたという事故がありましたが、その後、意識は回復して、一般病棟へ移ったという報告を受けております。それから、1月7日になりました、その大口中学校の生徒が入院中に、病気で亡くなるという大変悲しい出来事がありました。

それから、インフルエンザ関係についてであります。きょうは教育委員さんも1人御欠席であります。昨日の段階で、大口北小学校2年生1組が、きょう、あす、学級閉鎖になりました。昨日の段階で、南小学校がインフルエンザ3名、北が45名、西が19名、大口中学校1名という報告がありましたが、まだまだインフルエンザが猛威を振るっているという状況でありますので、注意をしていきたいと思っております。

それから、1月16日には、岩倉市の総合文化センターで、丹葉地方教育事務協議会の1月会議が開かれました。主なものとしましては、平成27年度に向けての事務協の予算案、それから27年度の事務協の行事等についてであります。

また、木下所長からは3点ほど話がありました。1つは不祥事防止ということであります。この時期に、昨年度は18件だったものが、今年度は4件になっていると。減少はしているわけですが、それでもまだ4件、酒気帯び、それからわいせつの事案が報告されました。それから、高齢者雇用問題ということで、昨年度は64人の再雇用でしたけれども、今年度については、今のところ75人の再雇用という話がありました。それから、教科書採択については、平成27年度は中学校の採択時期になりますが、きちんと説明責任が果たすことができるような採択にしてほしいという話でありました。

それから、片山第1課長からは5点ほど話がありました。1つは人事関係、それから2つ目に研究職関係、3点目に教員免許の申請について、それからもう1つは在校時間調査の話がありました。それから、最後の5点目に、来年度から時差勤務を認めると。これは、介護とか育児問題が大変深刻になってきておりますので、その解消に向けた対策ということで話がありました。

それから、その他の件であります。大口北小学校の船橋教諭が教育研究論文で、大変優秀な賞をとったということで報告をさせていただきます。以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

◎日程第3 議事録署名者の指名

○水谷委員長 日程第3、議事録署名者の指名。

私、水谷恵子と中里みどり委員によろしくお願いいたします。

◎日程第4 協議事項

○水谷委員長 日程第4. 協議事項に入ります。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴う関係条例等の整備について、事務局、説明をよろしくお願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、協議事項各事について説明させていただきます。

ことしの4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴います新法が施行をされてまいります。その関係に伴いまして、ちょっと件数としては多いんですが、大口町の町長部局にあります規則、あるいは要綱、そして教育委員会の規則、要綱に関しまして整備をしていく必要があるということで、今回はその説明をさせていただくものです。

まず初めに、大口町表彰条例施行規則の一部を改正する規則。これは、町長部局の規則です。これに関しまして、裏面に新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正後です。現行では、表彰の基準の中で「教育委員会委員長、または教育長として8年以上在職した者」というのが項目としてございますけれども、ここにあります「教育委員会委員長、」という部分を削るといいます。施行時期につきましては、4月1日から施行していきたいと考えております。

本来であれば、教育長の任期期間中につきましては、現行どおり進めることが可能ですが、現職の教育委員さんの中で、教育長の任期中、28年11月末までの任期の中で、8年以上という基準を満たす方がいらっしゃらないので、この機会に削り、経過措置を設けることなく施行していきたいというものです。

次に1枚めくっていただきまして、大口町職員の人事評価実施要綱の一部を改正する要綱。

こちら町長部局人事担当の要綱ですけれども、現在、教育長につきましては一般職ということになっておりますので、そういった関係から、人事評価のところ項目として上がっておりますが、現行の中でも、教育長については対象から除きますということにはなっていたんですが、その項目そのものが新教育長になりますと必要がありませんので、その項目を削るといいます。それに伴いまして、条文そのものを少しさわらせていただいて、このように改めるといいます。

次に、また1枚はねていただきまして、大口町教育長の期末手当及び勤勉手当に関する規則を廃止する規則。

これにつきましては、現行の規則を根本から廃止するものです。これにつきましては、内容そのものが現在の支給方法にそぐわないものが廃止されることなく残っていたしましたので、この事実がわかったこのタイミングで廃止していくというものです。

次に、大口町教育委員会会議規則の一部を改正する規則。これにつきましても、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

非常にたくさんの改正内容がありますので、全部の説明は省略させていただき、ポイントを説明させていただきます。

現行では、委員長の選挙等についてという項目が規則の中でございますけれども、新法が施行されまして、新教育長となった場合につきましては、委員長ではなく、教育長が教育委員会の事務を所掌するということになってまいります。それに伴いまして、教育長の職務代理についてどのようにしていくかということが法律の中でも規定されていますので、その項目を新たに加えたというものです。それに伴いまして、その場合の職務代理者の任期、そしてその職務代理者に万が一があったときの取り扱いについて、そういった項目を加えております。

あと、新のほうの4条、新旧対照表の1ページ目の一番下ですけれども、現在、教育委員会の開催の通知につきましては、特にこの規則上で、いついつまでということを規定しておりませんでした。やはりきちんと明文化して、いついつまでにするというのを入れておく必要があるということがありますので、今回、直接この法律改正とは関係ありませんが、こういった項目も追加しております。ただ、緊急を要する会の招集というのものもあるかと思います。そういったことで、ただし書きで「急を要するときはこの限りではない」という1文を加えております。

そして、今度また左側ですが、新の第7条を追加しております。法律の中では、委員さんから教育長に対して会議の招集を求めることができるということが規定されておりますので、そういった場合の手続、どのように招集依頼をするのか、請求をしていくのかということで、「会議の招集の請求をする場合は、書面で会議に付すべき事件を示して教育長に提示をする」という項目を加えております。

あとにつきましては、基本的に、「教育委員長」という部分を「教育長」と改めたり、あるいは法律が改正されたことによって条ずれが起きてきております。そういったことに伴います改正となっております。

施行時期につきましては、基本的には経過措置を設けておりますので、現在の教育長の任期中については今までどおりですよということにしておりますけれども、法律が条ずれを起こしています関係で、法律の引用する条文が変わってきているものに関しましては4月1日から施行していくということを経過措置で規定しています。

続きまして、大口町教育委員会事務局組織の一部を改正する規則に入りますけれども、こちらにつきましても新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現在の規則では、教育長の事務の代理を行う者につきましては、事務局の職員から選ぶとい

う規定ですが、新教育長になりますと、今度はそういったことではなく、先ほど御説明申し上げました教育委員会の会議規則と同様に、教育長の職務代理者、教育委員さんの中から選ばれた方が代理をするということになりますので、そういったことを改正6条としてつくっております。

あとは、条ずれに伴いますもの、そして委員長名を教育長名に改めるものとなっております。こちらも同様に経過措置を設けておりますので、基本的には現在の教育長の任期中については従来どおり、あと条ずれに関しての部分につきましては4月1日から施行していくという内容のものであります。

続きまして、大口町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則。

これにつきましては、法律改正とは関係が実際はほとんどの部分はないんですけれども、こちら新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

旧をごらんいただくと、いきなり第1条ということで、委任する事務について書かれておりますが、どういった法律のどの条文にもたれてこの規則があるのかということがわからないような状態でしたので、それを明らかにするために、新しく第1条として趣旨という部分を加えております。

それと、大口町の規則のつくり方というのは、第1号からずっとありますこの条文については、教育長に委任することができませんというつくりをしているんですが、規則の中で、一部できないというものが漏れておりましたので、第15号として加えさせていただきました。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事、いわゆる外部評価に関する事、これが漏れておりましたので、これを追加するというものです。

あと、現行の中では第2条、改正後は第3条ですが、現行では「委任された項目について、重要かつ異例の事態が生じた場合については教育委員会によって」ということが書いてはあるんですけれども、その書き方が、私自身がちょっとわかりにくかったということもありまして、現行の「教育委員会にかからしめる」という言葉から、「教育委員会の決定による」という表現に変えさせていただきたいということで改正をしております。

最後ですが、第4条で追加しております。これは、法律に伴ってこういった義務が生じてきたということで加えていくわけですが、これにつきましては、現行の教育長の任期の間という経過措置を残す必要はないと思っておりますし、今までも定例会の中で教育長からの報告もありますので、これを明文化して4月1日から施行していくという内容です。

続きまして、大口町教育委員会公印規程の一部を改正する規程。これにつきましては、この規程の別表の中に、教育委員会委員長印の項目がありますので、それを削るというものです。

次に、大口町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則。これにつきましても、法律の条

ずれに伴う改正、そして名称を「委員長」を「教育長」に変える改正となっております。

次に、大口町教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則。これにつきましても、先ほどと同様、「委員長」から「教育長」、そして条ずれに伴う改正となっております。

最後ですが、大口町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱。これにつきましては、法改正とは全く関係はございませんけれども、今、大口町教育委員会で行っております要保護、準要保護の児童・生徒に対する援助の関係で、新たにこの2項目、PTA会費、そして生徒会費につきまして援助していきたいということから、この要綱に項目を追加していくというものです。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問はありますか。

○長屋教育長 大口町教育委員会会議規則の一部を改正する規則、これの第7条、ここの3行目のところの「事件」という言葉だけど、これは「事案」じゃないかなあ、違う。

○三輪学校教育課主査 このあたりにつきましては、特に決められた言葉はないと思います。私も、恐らく何かのものを参考として使ったのか、それとも私が間違えて打ってしまったのかちょっとわかりませんので……。

○長屋教育長 これはちょっと確認して。

○三輪学校教育課主査 はい。

○水谷委員長 ほかにありますか。

○中里委員 法律的なことなんですけど、これから教育長が委員長を兼務ということで、教育長が不在のときは、職務代理がそのかわりに職務をするといった場合に、どこまで教育長の仕事、例えば議会にかわりに出て質疑応答に答えるとか、そういうところまで職務代理がするのかどうかについて、どなたかに教えていただけたらと思いますけど。

○長屋教育長 当然、職務代理がかわりをやるべきですね。それは、よほどのことがないと……。

○中里委員 じゃあ、教育長の全ての職務を代理するのが職務代理と。

○長屋教育長 そうそう。だから、例えば、僕が事故で死亡というようなことになったら、多分新たに教育長が選出はされていくだろうけれども、それまでの期間は当然職務代理が。

○中里委員 職務代理がずうっと職務を代理するということになりますよね。

○藤田職務代理者 そこら辺は、事務局の応援を得ていくはずですから。

○中里委員 もちろんそうですね。

例えば、その職務代理が万が一、何か間違ったことをした場合の責任というのは、教育長がとるのか、職務代理がとるのかというのはどっちがとるんでしょうか。職務代理の犯した間違

いは職務代理がやっぱり……。何か、その責任のかかりぐあいがちょっとよく頭の中で明確になっていないんですけれども、教育長の職務を代理するときの分だけの責任ということではないでしょうかね。

○長屋教育長 例えば、何かの会議で、教育長がどうしても出なければならぬ会議があったときに、教育長がどうしても出られないときに、かわりとして出ていくということが1つありますよね。そうじゃなくて、病気とか、事故で死亡とか、そうした場合は、何日間かは職務代理がかわりに、次の教育長が決定されるまで責任を持ってやるということですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 全て教育長の仕事というよりも、教育長のかわりができるというふうに考えてもらったほうがいいと思いますね。事務は、当然今でもそうですが、我々が全てお手伝いさせてもらうというか、職務上進めておる部分、それについては、我々が職務遂行していく義務がございますので、してまいります。

ただ、今までの旧の規則によりますと、教育長に何かあった場合は教育部長が、いわゆる事務方が職務を代理することになっていますが、教育委員会の中で教育長の職務を代理する人を選任しておくということになります。何か決定事項があれば、そこで決定するということですので、例えば、今、教育長先生にやってもらっておる事務方の部分の仕事をこうしろああしろということではございませんので、当然我々は職務代理者が決まったんで、全部お願いしますという話にはもちろんなりませんし、我々が今までのように進めていくが、最終的に権限としてお持ちいただくというふうに考えていただいたほうがすっと流れると思います。

といいますのは、教育委員さんが非常勤ということで、教育長が常勤であり、その職務を代理させるのに非常勤でできるかという議論が根本的に発生すると思います、全てが。そうしますと、じゃあその非常勤を常勤にすればいいじゃないかという議論よりも、非常勤の状態でも教育長の権限を持ちますよというふうにとってもらったほうがいいと思いますね。義務を負うんではなくて、権限を代理してもらおうというようなとり方をしていただいたほうがわかりやすいと思います。

○中里委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○藤田職務代理者 この場合、余分なことを考えるんですが、職務代理者がそういうふうに行き届いた場合には、職務代理者の印というものもできてくるのかね、事務的には。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 職務代理の印はあります。今、教育委員会で辞令が出ているやつがこれからというか、この法律ができて、うちの要綱が施行されますと、辞令そのものが教育委員会じゃなくて、教育長になります。そのときに、例えば、辞令を交付するときに、職務代理者で交付しようとするのと、職務代理者の印で、職務代理者で交付していくことになります。そういう執行権限が出てくるということですね。

○水谷委員長 ありがとうございます。

では、このようによろしくお願いいたします。

2. 大口町いじめの防止等に関する条例等の整備について、説明をよろしくお願いいたします。

○三輪学校教育課主査 これも、条例、規則、そして改正条例を合わせまして4案件でございますけれども、条例につきましては、きょう追加の資料で制定要旨というものをお配りさせていただきました。ですので、こちらでざっと説明させていただきたいと思っておりますけれども、国の法律で、いじめ防止対策推進法という法律があります。この法律が平成25年6月28日に成立しまして、同年の9月28日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえまして、各自治体においても取り組みをきちんとやっていけということになっておりますので、こうしたことから、本町におきましても、いじめの防止等としておりますが、この中にはいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、これらに係ります基本理念、そして責務、そういったものを明らかにして、解決、そして防止を図っていくということを目的として、この条例を制定していくというものです。この条例の中では、大まかに次の事項について規定しておりまして、1つは基本理念、そして町、学校、保護者などの責務についてそれぞれ規定をしております。

次に、大口町のいじめ防止基本方針の策定について、次に大口町内にあります小・中学校のいじめ防止基本方針の策定について、次に教育委員会、そして町の町長部局が設置します組織、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、この2つについては教育委員会の組織となります。そして、いじめ問題調査委員会の設置、このことについて、条例の中では規定をしております。

まず、大口町のいじめ防止基本方針につきましては、法律上の中でもつくらなければいけないというものではありませんが、大口町においても策定して、その基本方針にのっとり、いじめ防止に努めていくというものです。各学校につきましては、法律上でつくらなければならないという規定がされております。そういったことから、もう既に小・中学校では、この基本方針に基づきまして、もしもこういった事案が発生した場合については対処をしていくということ。そして、常日ごろから、いじめに関しての指導についてしていくというようなことが方針の中では書かれております。

そして、今度は組織の関係なんです、組織につきましては、また後ほどの規則の中に出てまいりますので、そこの部分でもお話をさせていただくとは思いますが、まず1つが、いじめ問題対策連絡協議会に関すること。これについては、現在、要綱として、いじめ及び不登校に関する対策連絡協議会、こういった組織に関する要綱があるわけなんです、内容についてはさほど変更はしてはおりませんが、構成員となる協議会の委員のメンバーの整理ですとか、

そういったことをして、現在の要綱を廃止して、新たにこの条例上に位置づけをしていくということを考えております。

内容につきましては、いじめ防止に関する取り組みの点検ですとか、関係機関との連携、こういったことについて協議をしてみたいと考えております。現在、委員構成につきましては教育委員、小・中学校の先生、児童主任委員、または法務局など、そういった関係機関から構成員を選出していきたいと考えており、人数については15人以内と考えております。

次に、いじめ問題対策委員会というものです。この委員会につきましては、法律第28条に重大事態ということが規定されているんですが、重大事態が発生した場合、そのいじめの事実関係を調査する機関ということで、この対策委員会というものを設けていくというものです。

その重大事態とはどういったことなのかということにつきましては、この制定要旨の2ページをごらんいただきますと、例えばこういうことですよということを記載しております。まず1つが、生命、身体、または財産の重大な被害が生じた疑い。具体的には、自殺であったりですとか、重大な障害を負った場合、あるいは金品、こういったものに重大な被害をこうむった場合、そして精神性の疾患などと、こういう場合が考えられるのではないかとことでありま

す。次が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。これにつきましては、年間30日が目安と考えるべきというふうに文科省からも言われておまして、ただ一定期間連続して欠席しているような場合については、迅速に調査に着手する必要があるのではないかとこと言われております。

この委員会の構成員につきましては、大口町の顧問弁護士であったり、警察OB、先生のOB、または主任児童委員さんや心理士といった中からメンバーを絞って行って、委嘱してみたいと考えております。

最後が、いじめ問題調査委員会です。

これについては、教育委員会ではなく、町長部局の担当課において設置をしてもらう附属機関となるわけなんですけど、これについては、先ほどの教育委員会の対策委員会が行った調査結果を町長へ報告するわけなんですけど、この報告をした結果、やはり町長部局でもいま一度調査する必要があると判断した場合に組織されるものです。

構成員につきましては、先ほどの対策委員会と似たような構成になってしまうのではないかとこと思うわけなんですけど、ただ構成員となる個人がお互いの委員会で重複してはいけませんので、そうならないようなメンバー調整であったり、あとは組織の選出ということも考えていく必要があると思っております。

今、話をさせていただいた重大事態の対応について、一番最後のページにフローという形で

流れをちょっとつくって見たんですが、大まかにいうと、こういった形になるのではないかと思います。

まず、学校で、こういった事案が発生してしまった。それを教育委員会へ報告してもらおう。教育委員会は、報告を受けると、すぐに町長へ報告をする。その報告に基づいて、教育委員会としては調査をどのようにしていくか、学校主体で調査をさせるべきなのか、もしくは教育委員会主体で行っていくべきかという、まずここで2つの分かれ道ができるんですが、先ほどの対策委員会については、教育委員会が主体による調査をやる場合に設置するものになりますので、そういった場合にはこの組織を使って行っていくということです。

調査が終わりましたら、その委員会、あるいは学校から教育委員会に対して報告が上がってまいります。その結果を町長へ報告をして、その結果によって必要と認めた場合については、先ほどの町長部局の附属機関、調査委員会を設置して、再調査を行うというものです。その結果を町長に報告し、町長は議会へ報告するということとなっております。これが、この重大事態というものが発生した場合における簡単な流れとなっております。

そして、今度は規則のほうに移りますが、まず大口町いじめの防止等に関する条例施行規則。これは、教育委員会規則となります。ここでは、先ほどの教育委員会の2つの組織のことについて規定をしております。メンバー構成員であったりですとか、所掌事務についてですとか、あとは任期、庶務はどこがやるのかということですね。そういったことをこの中で規定をしております。

次に、大口町いじめ問題調査委員会設置規則。これは、町長部局が設置する附属機関の規則になりますので、別で規定をしております。内容については、先ほどと同様に、構成員であったり、人数、そしてどこの課が事務を処理していくのかということの規定をしております。

最後ですが、大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これは、町長部局の条例でありますけれども、このいじめの条例で、この3つの組織を位置づけしていきますので、そういった関係で、この条例の中にも組織として設け、そして1回当たりの金額についても規定していくというものです。

全て、これらにつきましては、平成27年4月1日から施行していくということで今準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして、御意見、御質問はありますか。

○中里委員 重大な事態というところで、金品等に重大な被害をこうむった場合というふうな項目があるんですが、金品等の金品に関して、どのぐらいの金額というような大まかな目安みた

いなのはあるのでしょうか。

○長屋教育長 ないよ。

○中里委員 というと、この金額でこれを重大とするかしないかという判断は、どなたがどのようなことで判断を下されるのかについて、ちょっと説明をお願いします。

○長屋教育長 それは、例えば100万円とかで重大な被害、あるいは1万円でも重大な被害かもしれないと思うんですよ。金品だけのことから、それと身体、精神、全部絡まってくるのではないかなというふうに思うんで、まずは金品等に重大な被害をこうむった場合ということで、これは発見というか、一番報告を上げてくるのは学校現場だもんだから、学校現場がまず判断していくことだろうと思います。だから、これにどこからというような線引きというのはとても難しい問題。

○中里委員 じゃあ、あくまでも学校側がまず判断をして、そこから上がってくる。

○長屋教育長 そういうことですよ。

○中里委員 金額というよりも、金額及びその事態の内容を含めてということになりますよね。

○長屋教育長 内容でしょうね。

○中里委員 じゃあ学校側がまず判断して上げてくるということで、わかりました。ありがとうございます。

○水谷委員長 重大事態対応フロー図の中の、ちょっと単純なミスかと思うんですが、「身体」が「身大」になっているので、身大に重大な障害を負ったと。

○三輪学校教育課主査 はい、済みません。

○藤田職務代理者 法があって、こういう形になってくるんだと思いますが、何となく、個人の主観ですが、こういういじめ防止は、できるだけ活発になってもらいたくないと思います。教育というのは、そもそも取り締まるとか、そういう形じゃなくて、そういうことが起こらないように育てていくものが教育ですので、法があってこういう形になってくると思いますけれども、余り活発になってもらいたくない組織だし、逆にもっと各学校でのいじめ防止の委員会ももっともっとどんどん活発になってもらわないかと思っています。活発になってもらいたくないんですが、実際の運営について、どんなふうを考えているの。起きたらやるのか、その組織は定期的に活動してやっていくのか、そこら辺の運営はどうなんですかね。

○長屋教育長 1つには、今先生がおっしゃるとおりだと思うんです。だけど、いじめというのが現実にあって、今まで大変な事態に発展したこともあるんだけれども、そういうのを防止していこうと、なくしていこうという抑止という形で、特に大人の責任が重視していくようにしっかりと運営していく。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今、教育長から答えてもらったとおりですが、いじめ問題

対策協議会、いわゆる協議会のほうは、教育長先生にも言ってもらったんですが、いじめを防止するためにはどうしたらいいんだという議論を活発にするような組織にしていきたいなというふうには思っております。そのためには、委員がどうのこうのというよりも、こういうことができんだろうかとか、こういうふうにしたらというような意見を活発にしていだける協議会にしていきたいというふうに思っています。

今、藤田委員が言われたように、調査委員会だとか対策委員会は開催しないにこしたことはないというふうに考えておりますので、できるだけ協議会のところで、大口町教育委員会としてこういう取り組みをしていくんだ、こういうふうにしていくんだというキャンペーン、PRをどんどん積極的にして、それこそ10年、20年後に、一遍もこの会議開かれておらんぐらいのふうにしていきたいとは考えております。

○中里委員 今の調査委員会について、質問です。

調査委員会での調査というのは、具体的に委員5名以内で組織すると書いていますけれども、この5名がいろんなところに行って情報を持ってくるのか、それとも学校側から上がってきた情報を会議場で上げて、その間、情報をもとにみんなが議論するのか、どういう形になるのでしょうか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 いずれにしても、この委員会を規則で定めている以上、この委員の皆さんが学校へ出かける場面も、場合によっては出てくると思います。それから、来ていただいて、ヒアリングしたり、いろんな場面が多分考えられるんですが、この規則に基づいて、調査委員はそれだけの権限を持って調査させてもらう。先ほど三輪主査が申し上げましたんですが、人を必ずかえるというのはそういうところにあつて、真っさらな人に入ってもらって、冷静に調査していただくという組織にしていきたいなというふうには思っています。

ただ、大口町の場合、2万3,000人ほどの人口で、いろんな委員会だとか協議会があるので、なるべくさらで、本当に真っ白でこの調査に入っただけの人が、果たしてどれくらい確保できるかという問題はあるんですけれども、5人にさせてもらった理由も、大勢で責任を分担するのではなくて、少人数で問題を解決していくというような調査委員会にできんのかなということで、5人は多い少ないという議論もさせていただいたんですが、5人ぐらいが適当だろうと。積極的に調査してもらうためには、今、中里委員が言われたように、来てもらう場面もある、一堂に会する場面もある、それから調査委員さんが学校へ行く場面。いじめの問題は非常にデリケートな話で、加害者が被害者になるという場面が十分考えられますので、そこらあたりもコントロールできるような委員会にしていかないと、興味本位で調査に入られちゃうと加害者を被害者にしてしまう。また、新たないじめと言わないのかもしれないんですが、新たな被害者をつくってしまう状況というのは、なるべく避けたいなというふうには、今までこれ

をつくっていく中で議論はさせてもらっています。

○中里委員 そうすると、いじめた側、いじめられた側の本人に、この調査委員が会うという権限も持っているのでしょうか。

○長屋教育長 これは、権限というよりも、会うことによって、先ほど申しあげました被害者の子が話しできるかというか、やっぱり学校にそこら辺は任せんと、子供さんを警察のOBが、おまえ何をやっておるんだという話になる、絶対それは避けるべきだと思っていますので、やっぱりワンクッション、学校という組織が子供さんに対しては要るような気がしますね。学校で聞き取りだとか、そこら辺は積極的に調査員の方が入っていくと思います。

子供さんへは、非常にデリケートな話ですし、事態が刑事事件ですとか、ある程度を超えれば、そういう場面も出てくると思うんですけども、先ほど言った金品の話で、被害者にとって100円が大きいか小さいかという話だと思うんですけども、加害者が100円を多い少ないという判断をするわけじゃなくて、被害者の子が、例えば100円をおどされたことによって精神的にどれだけダメージがあるかというようなことを考えますと、やっぱり全く知らん調査員の方を子供に会わせるというのは、ちょっと考慮しないかん部分じゃないのかなあという気はしております。それも、今、私も私見で物を言って申しわけないんですけども、教育委員会の中で議論していただくようなことになるとと思います。

○中里委員 おっしゃることはすごくよくわかりますし、まだ幼い子供に対してはそうなんですけれども、やはり学校でない第三者がこういった調査委員をつくるということは、調査委員独自の調査というのも必要ではないかと思うんですけども、学校側の見解と調査委員会の見解が一致していれば本当に問題はないわけですけども、そこで不一致が起こるような場面も、もしかして調査を行ったら出てくるかもしれない、学校側がもしかしたら違うようないじめの問題の受け取り方をしているかもしれない。それをそのまま調査委員会が受け取っていたら、その間違いは見つけられないわけですから、ある意味では、やはり調査委員会もある程度真相をつかむことができるような調査権限があったほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこに対してはいかがでしょうか。

○長屋教育長 全くそのとおりだと思います。

一番は、やっぱり滋賀県の大津事件が根底にあると思うんです。あのときに、まず教育委員会がどう対応したのか、教育長がどう対応したのか、教育委員長がどう対応したのか、学校がどう対応したのか、その反省のもとに生まれてきていると思うんです。その後も起きているいろんな事例を見ていると、被害者側というのは、やっぱり最終的には学校とか、あるいは教育委員会の対応に対して、どちらかという、信頼感を置けないということで、調査をする人の人数も、ああいう人、こういう人というふうに出てきておったんですわね。そういうことがな

いようにしてきたいというのが一番根底にあると思うんです。

実際に起きた事例が我が町には今のところないもんだから、不安なところはあるけれども、そこまでやっぱり持っていかないような教育活動が展開できるようにしていくというのが一番大事なところかなあと。しかし、もしも起きたときに、素早く対応できるための準備ということだね。

○中里委員 本当にデリケートな難しい問題なんですけど、つくるからには、やはり多角的な調査が必要だと、いじめに関しては特に生命にもかかわるような問題になってくるので、そこら辺の部分をもう一度確認したいというのが私の強い希望でして、私は、強く調査委員も調査できる、調査委員が実際被害者、加害者に会って話を聞けるぐらいまでの調査ができるような体制が必要だと思うということで意見を言わせていただきます。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 この中のメンバーに今考えておりますのは、人権に関する専門家もお見えいただきますので、今、中里委員が言われるように、確かにいじめ、今テレビなんかを見ておると、白黒つけんとどうもおさまらんみたいな話になるんだけど、白黒つけてどうするのという部分が自分の中には、腹に流れる部分がある意味あります。

ところが、社会が今許される状況にないというのと、そういうことをやることによって、隠蔽という言葉がすぐ使われるんですけども、隠蔽しているという話になるのも本意ではありませんので、今中里委員が言われるような部分と、それから人権、子供たちの人権をどういうふうに考えていくかということも、専門家と相談しながら進めることになろうかと思えます。

○中里委員 はい、ありがとうございました。

○藤田職務代理者 調査委員会が学校へ調査ということですね、しかも町長部局ですね。まず、今の状況だとしたら、学校としてはなじまんですね。調査委員会でも話が出てきましたけど、町長部局から行きますと、こういう場合に、もし、僕が学校におったら、対応としてまず一番に考えるのは、その委員会に対しての調査を受け入れるか。個人に対する調査はお断りして、委員会としての全ての調査をしてほしいという気持ちになります。

委員だから入りますよということは許されない。組織として動いていただけるような対応にしてほしいと思いますね。それぞれ立派な方ばかりであれだと思えますが、個人には個人の意見なり考えがありますので、委員会全体として。そうするとおそくなってしまってだめだと言われると困りますけど、そういう体制をつくっていただいて、調査をしていくと。まず、町長部局ということで、ちょっとなじまん部分があるもんで、過渡期だったもんで。

○水谷委員長 対策委員のメンバーを委託することを想定しているという、主任児童員は大口在住だと思うんですが、ほかのメンバーの顧問弁護士、警察OB、心理士の方などは、大口町在住の人を思ってみえますか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 全然想定していません。それだけの経験と学識があれば、町内でこだわるよりも、逆に外の目のほうがいい組織になると思いますので、そこはこだわっておりません。

○水谷委員長 はい、ありがとうございます。

いじめの条例についていろんな意見が出ましたが、この件に関しましては、このようによくお願いいたします。

続いて、3. 大口町立学校管理規則の一部を改正する規則等の整備について、説明をよろしくお願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、協議事項の(3)ですけれども、これも2つの案件がありまして、まず1つは、新規の規程でございます。大口町立小中学校事務の共同実施に関する規程。

これは、現在、各小・中学校に配属されております県の事務職員の方、この方たちの柔軟な運用事務処理を助け合いながら、効率よく進めていくために必要な規程であります。現在、各学校に配置されております事務員さんたちは、現在でもそうなんです、集まっていたいていろんな話し合いをして、効率よくということを考えながら行っていただいているものの、やはりそれぞれの学校の中に入り込んで手助けをしていくということができないような状態になっております。

この規程ができ上がりますと、例えばどこかの学校の事務員さんが何らかの関係で出勤ができないような状態になった場合、そういった場合に、ほかの学校から、今いる事務員さんが助けに入ると。フォローのために、その事務を行うことができるようになります。あと、細かな個人情報を取り扱わなければならないような仕事も事務員さんはやっていたいんですけれども、そういったことも今はやはり各校の個人情報ですので、全ての方がそれを見ながら処理をしていくことができない。これができますと、そういう部分にまで一緒に入り込んで、効率よく行っていくことができる。あとは、新任の事務職員さんが配属された場合、やはりなれない部分もありますので、そういったことへのフォローがより効率よくできていくのではないかとということが想定されます。そういうことに伴いまして、こういった規程をつくるということです。

あと、この中では、今は役職としてないんですが、総括事務長というものがあります。こういう役職の人に基本的には、大口町の事務のリーダーとなっていただいて、細かな取り回しや何かをしていただくというものです。ただ、この総括事務長という役職の人が配属されるということは必ずということではないものですから、そういった場合については、その下の事務長という役であったり、主査という役の職員がリーダーとなって、町内の事務員さんを取りまとめていくというものです。

これが規則になりまして、今度は、大口町立学校管理規則の一部を改正する規則です。

これに、先ほど話をさせていただきました総括事務長という役職を追加するために、条文の中にあります表を改正させていただきます。それと、この規則の中に、事務の共同実施について規定しておかなければ、この規程を立ち上げることもできませんので、設置規定と申しましょるか、そういう役割で、新たに第12条の12という部分で、この共同実施組織に関しての一文を加えたというものです。施行時期につきましては、平成27年4月1日から施行していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問はありますか。

○藤田職務代理人 用語を教えてください。

一部改正のほうですが、総括事務長、事務を総括処理する、事務長、事務を処理する、主査、整理、つかさどる、従事で、つかさどると従事、ここら辺の使い分けと意味を、イメージしてみえるあれですが、事務長が処理して、総括処理というのはどういうことでしょうか。

○三輪学校教育課主査 総括処理ということについては、全体的に処理をしていくということにはなるんですけども。

○藤田職務代理人 いいです。わかったようなわからんようなことを質問してごめんなさい。

○三輪学校教育課主査 いえいえ、済みません、こちらも。

全体を見ておって、処理していただく。

○藤田職務代理人 そうですね。やはり、役職のトップとなりますので、総括という言葉を入れる必要がどうしても出てくる……。

○三輪学校教育課主査 「総括する」と「総括処理する」で、ニュアンスはどう違うのか。下が処理する。整理するというのは事務的なもの、整理して処理するところへ持っていくのか。ごめんなさい。自分で勉強してきますので。

○藤田職務代理人 済みません。ちょっと上手に答えられなくて申しわけないです。

○竹本生涯学習課長 幅を超えた事務の総括を担当しているわけだから、「事務を総括する」で終わっておけば、それはそれで、総括事務長という位置づけの意味が出ますよね。各校の事務長はそれぞれの学校の。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 済みません。

質問に対して、的確な答えがわかりませんが、この総括事務長の件に関しましては、愛知県の事務職員を対象にしております。丹葉事務協議会区域というよりも、愛知県の全市町村がこの設置要綱を直して、総括事務長を各市町に置きましょうというような流れになっておりまし

て、この文言が実は準則というんですけれども、県でつくられて、各市町においておる、そのままのものを使わせてもらって、申しわけございません。うまく説明できないので、申しわけないんですが。

○藤田職務代理者 こちらの共同に実施する規程の中の総括事務長は「総括する」なんだね。事務長は「事務処理する」なんだわ。はい、ありがとうございます。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 済みません。というようなわけで。

○藤田職務代理者 ごめんなさい。細かいことを聞きました。

○水谷委員長 ほかにありますか。

(挙手する者なし)

○水谷委員長 では、ないようですので、このようによろしく願いいたします。

続きまして、4. 大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の整備について、説明をよろしく願いいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、(4)につきまして説明させていただきます。

こちらは、全部で2つの案件がありまして、まず1つが、現行の社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例施行規則を大幅に改正することに伴います全部改正を行うものです。現在は、中学校3年生のクラスから各1人ずつ学校で選んでいただいて、学校長の推薦のもとに理事会を開催し、その子に対して奨学金を授与する。それも一度きり、卒業したときに授与するというので長年行ってまいりましたけれども、そういったことから大きく変えていきたいというものです。

まず、対象を2つに分けております。

そして奨学金の金額などについてなんですが、原則、高等学校などへ入学後、3年間支給をしていきたいと考えております。

次に、対象の人数についてなんですが、全体の人数としては、おおむね10人以内というふうには考えております。

あと、支払いを3年間行ってまいりますので、決定されたら3年間ずっともらえるかというわけではなく、例えばその生徒が退学をしてしまった場合、あとは子供は学校の関係でどうしても遠方にいるということも想定がされますのでいいんですけれども、親、保護者と申しましょうか、親権を持つ者が町外へ転出をしてしまった場合、そうすると、やはり大口町からの関係が途切れてしまいますので、そういった場合には支給を取り消す必要があるだろうということ。あとは、万が一、その奨学生が死亡してしまった場合、そういった場合については取り消しをしますよということ。

それと3年間お金は渡すものの、その子がどのように学校生活を送っているのかというのを

全く知らないというのもやはりよくないというふうに考えますので、そうしたことから、毎年、奨学生となった子たちからは、レポートという簡単な書式をつくりましたので、その書式に基づきまして報告をしてもらって、それをその年度の理事会に報告をしてもらいたいというふうに考えております。

これが今回の全部改正の大きな変更部分になってくるかと思えます。あとについて、理事会のとり行い方、そして町内スポーツ大会への支援の内容については従来どおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それと、次が条例の改正になりますけれども、大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。これは、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

現行の条例では、第3条という項目に基金の額という規定があります。これをこの改正により削るというものになるんですが、これについては、制度をこのように大きく変えていくとなってくると、やはりお金をどんどん使っていくということになります。そうすると、この基金を取り崩して取り崩して使っていくということになりますので、その都度、条例改正をしていかなければならないということになります。その煩わしさをなくしてくためにも、こういった金額の規定している部分を削って、柔軟な運用をしていくということから、この条例の改正をしていくというものです。

説明としては以上です。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問はありますか。

現時点の確認なんですが、この前も質問させていただいたんですが、もう一度ちょっと確認で、25年度の卒業、前回の卒業の方は幾らもらってみえるのかということ、10と私は聞いて……。

○長屋教育長 10万円。その前は5万円だったんです。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 実は、25年度の卒業生の子供は、26年度の予算で執行しています。というのは、4月過ぎるもんですから、そこで年度と卒業する年度と使い分けとか、そういう形になるので、委員長が今言われた、25年度の卒業生は26年度の予算で執行しておるんですが、1人当たり10万円です。24年度の卒業生で25年度に執行させていただいたのは、1人5万円だったんですね。

○中里委員 何か、私、25年分の社本育英の会議に出たときは、10万円を渡すというふうな記憶が……。

○竹本生涯学習課長 25年度の対象者の子は、その話をさせてもらっておると思えます、理事会で。

- 中里委員 10万円をもらうと。
- 竹本生涯学習課長 はい、10万円と。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 その前までが5万円。
- 中里委員 じゃあ、26年の4月に、その子たちはもらっているわけですから、その4月に……。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 25年度の対象者が4月にもらっています。
- 中里委員 そうですよ。26年の3月に卒業して、26年の4月に町役場の表彰式のときに受け取っているから、そのときにもう10万円を受け取ったと。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 10万円に戻って、1回生が10万円で支払われておるというふうに考えていただいて結構です。ことしの4月に支給させていただく奨学生については、現行ルールですので、10万円を、多分7人推選されると思うんですが、7人に支払っていくということになるかと思えます。ですから、ここで議論しておるのは、26年に卒業する子ではなくて、27年度に卒業する子で予算は28年度になりますので、ちょっとややこしくて申しわけないんですけども。
- 水谷委員長 今、7名というふうに……。ごめんなさい、各クラスかどうか。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 再来月卒業する子は、恐らくクラス数で出てくると思えます。7人が対象になると思えます。4月になってから。
- 竹本生涯学習課長 いや。クラス数だから、8クラスがあるときは8人、7クラスときは7人というような感じ。
- 中里委員 先ほど、5,000万円という金額を消したというのは、これから金額が上がると、基金そのものが運営で賄う金利とかだけでは足りないということ……。
- 竹本生涯学習課長 今、もうそうです。
- 中里委員 今、そういう状態なんですか。
- 竹本生涯学習課長 だって、金利を見てもらえば、0.0幾つの中で、5,000万積んでいたって。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 年間で5,000万を運用させてもらって、税金を引いて8万円じゃなかったかな、予算がそんな程度しかできない。5,000万を条例に載せておくことによって、今運用しておるお金が減ってきますよね、必ず。もう出しっ放しなもんですから。減ったときに、また補填してもらわないかんという状況になるんですね。5,000万は残しておきますよというルールだもんですから。
- 中里委員 じゃあ、これからは補填はしないということですか。
- 杉本生涯教育部長兼学校教育課長 申しわけないんですが、今までは、実は運用資金が少なくなると、町のほうでどうしようどうしようという議論がされて、相談に行くと、わかった、悪かったなあ、少なかったで悪かったなあといって。

○中里委員 社本さんがまた。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 そうそう。まるっと社本育英基金は一般財源が一銭も入っていないんです。それはいかんだらうと。いかんだらうということは、1億預けてもらえば、今の奨学金制度が継続できるかとか、そういう問題じゃない。もう金利がとてもしゃないけど、足りる金利じゃないということで、先方にも御相談させていただいて、基金ということで5,000万を持つんじゃないじゃなくて資金として持つという考え方ですから、この金額のところを撤廃していくという意味でございます。5,000万を食っていく状況になっていくということですね。

○中里委員 でも、社本さんがやっぱりもうちょっと足したいというふうな意向があれば、それは受けるんですね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 もちろん。基金の運用としては何も変わらないんですけども、条例の中で、基金として取り扱うのではなくて、資金として取り扱うということになりますので、例えば5,000万を、中学校でこういったものをつくりたいで出してくれと言われても、それは出せない、基金として運用していきますので。

○中里委員 わかりました。ありがとうございます。

○水谷委員長 ほかにありませんか。

(「大丈夫です」の声あり)

○水谷委員長 では、ないようですので、このようによろしく願いいたします。

続きまして、5. 大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部改正について、よろしく願いいたします。

○竹本生涯学習課長 では5番目として、大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の新旧対照表はありませんので、この文書の中で説明させていただきます。

まずもって、対象者、第4条のところの「ただし」以降、「大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない」という文言が加わりました。これにつきましては、申請用紙等についても、今後検討をしていく予定になっております。

また、第2号「大口町外に在住の者であって、町内の同一事業所等に」というところの、従来は「20年以上」の在勤者を対象にしておりましたが、「10年以上」ということで、10年間に下げるといような形になりました。また、それ以降、「勤続するもの及び」、今までは配偶者でしたが、「及び」の以下、「その者の同居の家族で当該事業年度において満7歳以上となる同居のもの」、いわゆる同居の家族、7歳未満は対象じゃないんですけど、7歳以上の同居の家族についても対象ですよということで、在勤者の対象の幅を広げさせていただきました。

また、その次のページ、第8条を見ていただきまして、助成金額ということで、第8条、

「リゾート施設を利用する者に交付する助成金額は、1事業年度1人につき、次の各号のいずれか1回の助成とする」ということで、現在、宿泊に伴うものは3,000円、日帰りに伴うものは1,500円の助成をしておりましたが、ここにつきましてはまだ検討中でございますので、予算の中で変更が生ずるかもわかりません。あと、変更に伴いまして、3ページの下段から5行目以降、附則、この要綱はというようなところは整理ができ次第、ここに数字、日にち等が入ってきます。

また、6ページをごらんいただいて、先ほどの在勤者の申請の形態が同居の家族までということになりましたので、ここの様式第1の1については、さすがふえたような形になります。

以上、リフレッシュ・リゾートの平成27年度から実施の予定であります在勤者の条件緩和についての要綱の変更になります。よろしく申し上げます。

○水谷委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして御意見、御質問はありますか。

○中里委員 今回の御説明で、同居の家族にも枠を広げたということですが、同居ということは、住民票が大口町にないとだめということですか。

○竹本生涯学習課長 いえ。ここは、町外に在住の者ということですから、事業所が町内にあって、働きに来られている人が、例えば江南市の住民であったとしても、大口町で働いているという証明が取れば、その方の同居の家族まで申請していいですよ。今までは配偶者ですから、御夫婦で行っていただくことについては構わないけど、子供を連れていきたいといったときには、それは対象外ですよという話だったんですね。

○中里委員 じゃあ、住所録があるとかないとかいう問題ではない。同居というと、一緒に住んでいる長さなんですけど、例えば私の場合、息子が大学が県外にあるので、ほとんど家にはいない。だけれども、夏休みとか、休みになって帰ってきていて一緒に住んでいると。そういうのを同居というふうに見るんでしょうか。

○竹本生涯学習課長 そこは、基本、同居しているかどうかという部分、住民票が学生等で移動している場合は、これは同居と見ませんので、あくまでも同居。ここで言わんとしているのは、大口町の事業所を持っている、この事業所が証明してくれますので、いわゆる事業所が証明してきたものについては、うちとしては認めますので、だけど基本、住民票が違うところを事業所も証明してきませんというか、こないようにというようなお願いはしてありますので。

大口町の住民の方も同じですので、大口町の住民の方も、住民票がここにあるという前提のもとで申請しておりますので、住民票を移動してしまうと、申しわけないけど、それは対象外になりますね。

○中里委員 はい、わかりました。

○水谷委員長 ほかにありますか。

(「結構です」の声あり)

○水谷委員長 ないようですので、このようによろしく願いいたします。

◎日程第5 連絡事項

○水谷委員長 続きまして、日程第5、連絡事項に入ります。

1. 平成26年度小中学校卒業式について、よろしく願いいたします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 お手元に配らせていただいております1月6日現在の案でございます。

26年度の小学校、中学校の卒業式の予定表でございます。中学校が3月5日午前9時集合、これは校長室ですが、午前9時に御集合いただきたいと思います。中学校は、町長、それから教育長により祝辞と告辞をさせていただき、各委員の御臨席をいただきたいと思います。

なお、小学校の卒業式でございますが、3月20日金曜日になっております。町内3小学校、それぞれ祝辞、告辞をお願いし、班割りをさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、裏面に、各年の出席者一覧表を載せさせていただいておりますので、参考にさせていただいて、こういう形で出席したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○水谷委員長 中学校卒業式の集合場所は校長室、前回、ランチルームに皆さん大勢集まってみえたんですが。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 お知らせを通知します。そうでしたね、そういえばランチルームでしたね。ごめんなさい。どこどこへ何時みたいな形で必ず連絡させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○水谷委員長 ありがとうございます。

では、次に移ります。

2. 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、よろしく願いいたします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 これも、お手元の資料に載せさせていただいております。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告でございます。

使用許可といたしまして、愛知江南短期大学が許可年月日26年12月26日にさせていただいた前期のオープンカレッジの許可申請が出ておりますので、許可していくことになろうかと思っております。括弧書きにつきましては、去年許可させていただきました許可年月日、事業名を載せさせていただきます。

実績報告ですが、9月19日に許可いたしました地域別県民文化大祭典2014実行委員会により開催されました地域別県民文化大祭典2014オータムフェス、これの実績報告が出ておりますので、御報告申し上げます。以上でございます。

○水谷委員長 報告ありがとうございます。

続きまして、3. 行事予定について、よろしくお願ひいたします。

○三輪学校教育課主査 それでは、2月と3月の行事予定についてですけれども、まず2月ですが、2月27日金曜日です。前回の定例会の中で、日にちが木曜日だったものを金曜日へということで修正をかせせていただきまして、27日金曜日に、場所については大口中学校、9時半からということでよろしくお願ひいたします。

続きまして、3月ですが、まず3月5日ですが、先ほど部長より連絡がありました大口中学校の卒業式が3月5日でございます。そして、3月20日には、各小学校の卒業式となっておりますので、中学校については全ての教育委員さん、そして小学校につきましては、それぞれ、先ほどの表に基づきまして、関係する委員の皆様には御出席をお願いしたいと思います。

そして、ちょっと日にち戻りまして、3月13日金曜日ですが、江南市において、丹葉事務協が行われます。この日に合わせまして教育委員会の定例会を、江南市の終了後ということで、多分11時ぐらいで大丈夫かなということで設定をさせていただいたんですが、スケジュール的ということであれば、例えば午後からでもということのほうがよければ午後からにさせていただきたいと思います。3月31日火曜日ですが、教職員の退職辞令の交付式、1時半から、役場の2階、公室でとり行いたいと考えております。

行事予定につきましては以上です。

○水谷委員長 3月13日の事務協の後の教育委員会の定例会は、お昼を挟まないほうがいいですよ。

(了の意思表示あり)

○水谷委員長 じゃあ、戻り次第ということでよろしくお願ひします。基本、11時ぐらいからでよろしいでしょうか。

○伊藤学校教育課主幹兼派遣指導主事 1時間は難しいんじゃないですか。11時半は確定だと思いますけど、いつもだと1時間弱ぐらいですよ。

○水谷委員長 11時半を基本的なラインにしておいて、事務協から戻り次第というような感じでよろしくお願ひします。

○伊藤学校教育課主幹兼派遣指導主事 では、11時半からということでよろしくお願ひいたします。

○水谷委員長 ありがとうございます。

次に移ります。

◎日程第6 その他

○水谷委員長 日程第6、その他に入ります。

何かありますか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 もう1点というか、申しわけございません。きょうの資料が、実は平成26年大口町教育委員会1月定例会となっておりますが、これは27年の間違いですね。済みません。今ごろ直しておっつかんのですけれども、ここを、済みません、ちょっと直してやってください。

それから、今、予算を実はけんけんがくがくいろいろやっておるのですけれども、学校教育課関係で1つ報告だけさせていただきます。

27年度から、ICT、いわゆるコンピューター関係で1人補助員が増員できることになりましたので、とりあえず報告だけさせていただきます。これは、学校の先生方が今コンピューターを使っておっつかいで、プログラムなんかも先生方が直接どうもやってみえるようです。それを、手を放すように補助員をつけさせてもらって、学校の先生が本業のほうへ多少でもシフトできるようにということで、補助員が1人配置されることになりましたので、人の関係はそういう形です。

細かいところは、図書館につきましても、給食センター、それから生涯学習につきましてもいろいろ予算がございますけれども、審議前ですので、また3月、ある程度決まったら、皆さんに御報告するような機会を設けますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中里委員 そのICTの補助員さんは、どのように入っただけなのか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 まだ決めていないのですけれども、学校教育課に配置して、そこから学校に行くだとか、学校教育課の仕事をやってもらいながらみたいな形で、実は再任用の職員なんですけれども、電算関係が得意な職員が1人偶然退職しますので、そこを補助員として採用をさせていただき、学校側が使うというとな怒られるのですけれども、学校側と一緒にコンピューター関係をやっしていきたいというふうに、タブレットも含めてやっしていきたいと思っっておりますので、よろしくお願ひします。

その他は私のほうは以上です。ありがとうございます。

○水谷委員長 それでは、これもちまして平成27年大口町教育委員会1月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前11時26分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委員 長

委 員